

令和 8 年 10 月

ハラスメント防止に関する方針

社会福祉法人ニコニコハウス

1 当法人の基本理念の中には、「障害を持つ人も持たない人も、互いの人格を尊重しつつ、共に働き、助け合って、それぞれの力を十分に活かしていける場でありたい」という一節があります。職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。このような行為が行われることのないよう、法人として全力で取り組んでいきます。

2 私たちは、下記の行為をハラスメントと認識し、このような行為を慎むとともに、もしこのような行為を発見した場合には、厳正に対処します。

＜パワーハラスメント＞※優越的な関係を背景に行われる以下の言動（優越的な関係とは、職位による関係に限定されるものではありません）

- ・身体的な暴力を加えること
- ・相手の人格を否定、または侮辱的な言動を行うこと
- ・職場の人間関係からの切り離しを行うこと
- ・業務上明らかに過大な要求、過小な要求を命ずること
- ・私的なことに過度に立ち入ること 等

＜セクシュアルハラスメント＞

- ・職場や面接場面において相手を不快な思いにさせる性的な言動を行うこと
- ・セクハラ行為を拒否した労働者に対して、不利益な取扱いをすること
- ・交際や性的な関係を強要すること
- ・性的嗜好や性自認等に関する噂を流布すること 等

＜マタニティハラスメント等＞

- ・妊娠を理由に退職を要求すること、または嫌がらせを行うこと
- ・産前産後休業や育児休業、介護休業等を取得しようとする労働者に対して、不利益な取扱いをすること 等

9 職場におけるハラスメント防止研修等を実施する際は、積極的に参加してください。